

令和 6 年

第 9 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和6年第9回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和6年9月25日 午前10時00分開会
午前11時00分閉会

2. 場 所 市役所3階第4会議室

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 9. 関 慎一
10. 三田 栄作

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係主査 鎌田 祥貴 農政係主査 川縁 多喜夫
農政係主任 山本 雅一 会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1件

5. 専決処理の報告

- (1) 農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

6. 協議事項

- (1) 国立市まちづくり審議会委員の推薦について
(2) 稲作体験学習会事業（稲刈り）について
(3) 「農地保全・利活用促進月間」について
(4) 「第51回農業委員会等功労者表彰」並びに「令和6年度農業功労者」表彰事業の実施について
(5) くになち農業委員会だより61号について

7. 報告事項

- (1) 肥料等高騰対策給付金の実施について
(2) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて（照会）

8. その他

【北島会長】 皆さんおはようございます。9月の総会を始めたいと思います。本日、鈴木委員は私用のため欠席です。議事録署名委員の指名は、5番の佐伯昌信委員、6番の佐伯正弘委員、よろしくお願いします。はじめに、農政班長の交代の申出があったので、佐伯正弘委員から遠藤良信委員にお願いすることになりましたのでご報告します。よろしくお願いします。議題（1）相続税の納税猶予に関する適格者証明書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料1ページをお開きください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願ということで出ています。1番、被相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番、農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。相続税の特例の適用を受けようとする農地等の明細ですけれども、2ページの明細書のとおりで、6筆の面積合計は4、705平方メートルとなります。場所は3ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 先日、私と三田職務代理、関農地利用班長、佐伯義夫委員とで確認してきましたけれども、すごくきれいに管理されていました。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 次に、専決処理の報告に行きます。（1）農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料4ページをご覧ください。番号は7番となります。農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は5ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 ここは佐伯義夫委員、報告をお願いします。

【佐伯（義）委員】 現地確認をして問題はありませんでした。

【北島会長】 （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料6ページをご覧ください。番号は13番となりまして、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は7ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 これも佐伯義夫委員ですね。

【佐伯（義）委員】 現地確認をしましたけれども、周囲は全部宅地で、問題はありませんでした。

【北島会長】 ありがとうございます。何か質問はありますか。ないようでしたら、次の協議事項に行きます。（1）国立市まちづくり審議会委員の推薦についてですが、これは農政班長に今までやってもらっていますので、遠藤委員、よろしくお願いします。

【遠藤委員】 はい。

【北島会長】 (2) 稲作体験学習会事業について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料9ページから15ページとなります。まず9ページをご覧ください。当日は10月24日(木)で、いよいよ1か月を切ることになりました。先月の総会で決まった鳥追いテープの設置ですとか作業のご対応を頂きましてありがとうございました。当日の実施予定表ということで、学校の順番はこちらの表のとおりになっています。教育委員会のほうから各学校に向けた稲作体験の段取りの通知などは来ていないので、児童の人数や引率者数はまだ仮で、田植えのときの数を入れていますので、参考までにご覧ください、写真撮影のNGもまだ分からないのですけれども、撮影については事務局にて行いますので、皆様をお願いするところは特段ございません。具体的な稲刈りの工程については10ページをご覧ください。昨年度の稲刈りと段取りは一緒です。日時については令和6年10月24日(木)の午前9時から午後2時頃まで、雨で延期になった場合の予備日が10月31日(木)、その後に午後2時頃から第10回農業委員会定例総会の開催を予定しています。稲刈りが雨で延期になった場合は、24日(木)の午前10時から市役所にて行います。①実施の判断、雨の判断ですけれども、会長、事務局、教育委員会が前日の午後1時に協議して開催の判断を致します。大雨の場合は中止になります。小雨でまだ判断が危ういところは、当日の7時半に、事務局長、私、教育委員会にて現地に集合して、会長とご相談をして判断するという形になっています。当日の判断につきましては、事務局から農業委員の皆様にご連絡をさせて頂く予定となっています。②事前準備です。こちらは前回の総会で予定が決まりました10月17日(木)です。13時半にご集合頂きまして、内容としましては、区画分け、バインダーでの稲刈り、かけ干しの組立て、あぜの草刈り、ジュートひもを切る、鎌の数の確認をして頂く予定となっています。③当日の動きということで、これは13ページの地図をご覧くださいと思います。まず農業委員の皆様には、現地集合時間は8時半でお願い致します。農協の役員さんとか農協の支部長さん、教育委員会が来ますので、ここで会長にご挨拶を頂きまして、14ページに各班の責任者とその他の委員さんのお名前を記載していますが、各班の責任者の三田委員、関委員、遠藤委員にて進行の説明をして頂く日程となっています。9時に来賓が来ます。小学生たちも来ます。9時にオープニングセレモニーを15分程度開催しまして、終わり次第、稲刈り開始となります。稲刈りに関しては15ページをご覧くださいのですけれども、①の上の写真のとおり、左右に児童を分けまして稲刈りをする。これは昨年度と同様の形になるかと思います。12時頃稲刈りが終了予定となっています。その後すぐに防鳥網をかけます。12時半から1時間程度昼食を挟みまして、その後に農協委員と事務局にて、そのまま放置しておくといけないので鎌の数を確認して頂いて、14時頃から農業委員会の定例総会をさとのいえで開催をする予定となっています。11ページは具体的な動きとなります。オープニングセレモニーは9時スタートで、司会進行は事務局長、挨拶に関しましては、①から⑤の方のご挨拶、⑥と⑦の方々に関しては紹介のみの予定となっています。来賓の退席をして頂いて、農政班長の仕事となります作業の説明を遠藤委員に行って頂きますが、農業委員さんにて補助を行います。以後の学校についてはセレモニーは行わないとしています。随時、担当の農業委員さんのほうから児童に説明をして頂く形で行います。5番のセレモニーが終了しましたら、各班責任者は圃場へ小学生を誘導する形になります。まとめたのが下の表です。稲刈りは9時15分頃、セレモニー終了次

第開始ということで、農業委員の皆様に関しましては、圃場で児童に稲刈りの指導、あとは稲束の縛り具合のチェックをして頂いて、そこでオーケーであればかけ干しのスペースに持っていく。そこでチェックが入らないとかけ干しのスペースに並ぶことが去年あったそうなので、それを徹底して頂きたいと思います。時間は先ほど私が説明したとおりとなっています。次のページをご覧ください。こちらが参加者の名簿ですが、まだ案です。2番の農業協力委員の皆様の出席に関しては確認をして頂いている最中なので、こちらの出席、欠席と書いているのは田植えのときの情報です。それ以外の皆様に関しては確定している情報となります。次の13ページが先ほどの地図です。基本的には昨年度と一緒です。東北側のところに児童の集合場所がありまして、その南側にセレモニーの会場があります。セレモニー終了後、赤矢印で南に行って、西側に行って、終わったら青矢印というような動線となっています。次のページをご覧ください。時間割当表です。こちらで1点、本日、教育委員会から訂正のお話がありまして、9時15分から10時のところですが、五小と四小の入替えの話がありました。なので、四小がB班、五小がC班ということで、訂正のほうをよろしくお願い致します。あと、こちらはバスの関係で入替えとなっているようですが、10時から11時の八小のB班に関しては、15分前倒しで9時45分から10時15分の30分だけで帰らないといけないところがありまして、責任者は関委員ですが、よろしくお願い致します。これ以外の変更はございません。右側の農協職員さんの名簿もまだ出席の確定が取れていないので仮ということで、それ以外の時間等は先ほど説明したとおりとなります。15ページ目が、上のほうは先ほど説明したとおり、このような形で挟み込んで刈って頂く。下に豆知識とありますが、これは刈った株の間にジュートひもを置いて、その上に稲を置くと安定して縛りやすいということなので、児童に説明して頂けると分かりやすいかなと思ひましてこの資料をつけました。よろしく申し上げます。

【北島会長】 ありがとうございます。遠藤委員、小学生への稲刈りの説明、よろしく申し上げます。

【遠藤委員】 分かりました。

【北島会長】 リヤカーないし一輪車を持ってこられる人は持ってきてください。よろしく申し上げます。毎年そのようにやっているのでもうまいくと思います。あと何か気になることはありますか。

【遠藤委員】 B班の八小が9時45分、これは前の四小とかぶるということですか。

【事務局】 四小が9時15分から9時45分まで、こちらは30分なので。

【遠藤委員】 分かりました。

【北島会長】 稲刈り体験学習会は、以上でよろしいでしょうか。次の(3)「農地保全・利活用促進月間」について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料は16ページから20ページとなります。いわゆる農地パトロールの内容となっていて、16ページに皆様の班の割当てを記載しています。また本日、総会の後に各班に分かれまして、皆様のお手元に地図があるかと思ひますが、こちらで回る順番等の協議をして頂きたいと思ひます。また、ヘルメットも当日はお忘れなく持ってきて頂きますよう願ひ致します。自転車については、電動ではないのですが、貸出しは可能です。小鹿倉委員から既にお申出がありますのでその準備もしておりますけれども、も

し他の委員でご希望がございましたらこの後お申出ください。カメラについてもこちらで用意致しますので大丈夫です。続きまして、17ページですけれども、こちらは去年と同じ内容かと思いますが、当日、各農地を見て回っている際に問題があると判断されたものをこちらの資料に記載して頂くものです。めくって頂きまして18ページ目から20ページ、こちらが国立市における生産緑地等農地の肥培管理基準となります。雑草の処理ですとか、いつでも耕作ができるような状態で耕うんされているかとか、もちろん耕作されていれば全く問題はないです。あとは生け垣が適正に管理されているかどうかというところも載っていますのでご確認頂ければと思います。昨年と同様の基準となっています。めくって頂きまして20ページのⅡの調査による改善・指導、第1段階から第4段階までが書いてあります。まず10月8日に農地パトロールを行って、当日中に指導対象のものが確定します。その後、口頭ないしは文書で指導をした後、11月と12月のそれぞれの農業委員会の総会の場で、各地区の委員の方に状況が改善されたかどうかというものをご報告頂きまして、されているようでしたらこちらで終わりですけれども、されていない場合は追加の指導ですとか改善をして頂きまして、最終的に改善がされていれば終了となります。あまりいい話ではないですけれども、それがなかなか終わらないで、度重なる指導や現状が変わらないといった場合には、最悪の場合、課税の変更が最終的にされてしまうというところがありますので、そうならないように指導をして頂いて管理をして頂くというようなところを考えています。ページを戻って頂いて19ページ目をご覧ください。2、田の②番、「田として通常行われている状態で管理されている」の下の「水稻以外に使われていない」という文章に関してご協議頂きたいと思います。こちらは裏作をしないように受け取られる文章かなということで、この必要性がよく分からないということで会長のほうからも話がありました。当時の状況を確認させて頂きましたけれども、明確な記載理由は見当たらなかったのですが、恐らく昭和から平成30年頃まで続いた減反政策が影響しているのではないかとということが分かりました。転作は政策事業でありましたので、転作農地も田として使っていたところであって、他市の当時の肥培管理基準は、田を転作して耕作している場合は、肥培管理が適正であれば田として認めるというような基準を設けている市もありました。国立市においては、減反調整の調査等も行われていたのですけれども、その減反による転作の例がほとんどないということがあって、減反の転作についてはこちらの肥培管理基準に入れなくてもいいと考えられたのではないかと思います。ただ減反政策自体はあるので、その文章を入れざるを得なかったのではないかとというふうに思います。この基準ができたのが平成17年度です。その後は、平成19年度に国から農業者・農業者団体さんに利用調整が移行したこともありまして、この文章があると分かりにくいというご意見があるのでこれは削除してもよろしいかというところのご協議を頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。そういうふうに提案したいのですが、意味がよく分からないし、これを削除しても機能するので要らないと思いますが、いかがでしょうか。

【小鹿倉委員】 水稻以外って何が作られますか。

【北島会長】 裏作でブロッコリーを作ったり、昔は減反政策で水稻ではなくて他のものを作ってくださいというのがあったのですけれども、今は減反政策がないので、今回の基準に載せておく意味があるのかどうか、他の部分で機能すると思いますので、協議を頂きたいの

ですが、どう思いますか。

【佐伯（義）委員】 ちょっと教えてください。田んぼは、春に苗を植えて、秋に収穫をするので、草ぼうぼうでもオーケーという解釈ができますよね。畑をやってもいいということですね。全然引っかけられないですね。

【北島会長】 いや、引っかけりますよ。5年以上田んぼとして使っていない場合に……。

【佐伯（義）委員】 ああ、そうですね。

【関委員】 田んぼも、雑草が繁茂していると、この1番の共通事項に引かかるということです。

【北島会長】 田んぼを1回作って、来年の春までにはそんなに伸びないですからね。1作だけで、今度また田んぼを作るとしても、春まで寒いからそんなに雑草は伸びていないですね。きれいにしておくに越したことはないですけども。裏作でキャベツとか作っていっぱい肥料をやると、今度、田んぼにしたときに、肥料過多で稲が倒れてしまう。だから、田んぼはなかなか難しいです。これは要らないと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 では、削除ということにします。

【事務局】 削除で問題はないと思います。一応、もうこれ自体は農業者の皆様へ回覧で回しているので、今年度のパトロールに関してはこの基準でやる形になります。この20ページの下に「総会で協議し、随時改正する」というところがありますので、この場で削除することが決まりましたので、来年度の基準は削除した状態で載せていきたいと思います。

【北島会長】 ありがとうございます。では、農地パトロールに関しては以上でよろしいでしょうか。次に行きます。（4）「第51回農業委員会等功労者表彰」並びに「令和6年度農業功労者」表彰事業の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 21ページから25ページまでとなります。こちらは毎年、東京都農業会議さんから推薦の依頼が来ています。農業委員としての功労者と、農業者としての功労者を決定することになりますけれども、農業委員会等功労者の対象は、会長と委員と職員が対象となるのですが、年数の縛りが多くて、次の22ページを見て頂きたいのですが、会長であれば通算12年以上、委員であれば15年以上、職員は、表彰であれば15年以上、感謝状であれば5年というところで、こちらは確認した結果、該当者はいないということなので、今回は見送って大丈夫かと思います。続きまして、2の農業功労者に関しましては、22ページ下段のところですが、推薦の期限が11月29日（金）になっています。本日、もし皆様からこの方という方がいらっしゃればそちらで進めたいと思っています。具体的な対象者は、めくって頂いて25ページの細則の2番の対象者というところになります。①地域農業の振興に貢献されてきた農業者であること、②農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者であること、③年齢が60歳以上であることとなっていて、最後の別添4の資料をご確認頂きますと、東京都農業会議の箇所に歴代の受賞されてきた方々が記載をされています。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。もし地元でそういう方がいらっしゃるなら推薦を頂きたいのですが、いかがですか。

（協議）

【北島会長】 これは大体女性ということではないですね。

【事務局長】 今まで何となく女性の方たちが表に出られず裏方に回る部分があるというところで女性の方を推薦してきたことは多かったかと思います。

【関委員】 地域農業の振興に貢献されたとか、推薦状に書くのですね。

【事務局長】 書きますが、そんなに細かくは書きません。

【関委員】 農業者グループ活動や経営者運動の活動で何かやっていれば書きやすいですね。農協女性部で活動をされた方は……。

【内山委員】 今、農協女性部は存在していません。Aさんですけれども、かなりご高齢で、長年農業に携わっている方ですが、いまだに表彰をされていないのはどうしてだろうと思っていました。あとはBさんとか。

【北島会長】 では、Aさんに打診して、その結果報告を次の総会のときまでにお願いします。

【内山委員】 では、ご高齢なので難しいかもしれませんが、早々にAさんに打診してみます、

【北島会長】 例えば老人ホームに入っている方も表彰はされるのですか。

【事務局長】 施設入所でというような方は今まではいないかと思いますが、駄目ではないけれども、ご本人が農業者大会とかに出てこられるかどうかというところもありますので。

【事務局】 Aさんに打診して、もし駄目だった場合はBさんという流れをここで決めてよろしいでしょうか。

【北島会長】 考えた中ではないので、それで進めます。よろしくお願いします。次、(5)くにたち農業委員会だより61号について、事務局、お願いします。

【事務局】 26ページをご覧ください。先日は農業委員会だより60号の配布をありがとうございました。次回61号は2025年の2月発行となります。全体の内容はこちらの資料のとおりで、未定のところが多くて申し訳ないですけれども、農業まつりや稲刈り、農地利用状況調査については、掲載は決まっていますので、こちらの記事を書いて頂ける委員さんをお決め頂ければと思います。あとシリーズ認定農業者紹介ですけれども、こちらは年齢順に掲載させて頂いてまして、今回はCさんにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【北島会長】 農業まつりについての記事を遠藤委員か小鹿倉委員にお願いしたいのですが。

【小鹿倉委員】 私は稲刈りを担当します。

【遠藤委員】 農業まつりを担当します。

【北島会長】 農地利用状況調査については、関委員、よろしくお願いします。

【関委員】 はい。

【北島会長】 次に報告事項です。(1)肥料等高騰対策給付金の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 こちらは、資料はございません。前回の総会でもご説明させて頂きましたとおり、今年度も昨年度に引き続き肥料等高騰対策給付金事業を実施するために9月議会にて補正予算を要求しておりましたが、先日、無事可決されまして、事業をスタートして

いくことになりました。今後の流れとしましては、10月初旬に農業協力委員さんに案内の通知文ですとか交付申請書等を配布して頂く予定となっています。交付受付期間は令和6年11月1日（金）から令和7年2月28日となっていますので、該当者の皆様におかれましてはご申請をして頂ければと思います。また、お近くの農家さんからお問合せがありましたらご案内頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さん、これを活用してください。（2）生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、事務局、お願いします。

【事務局】 こちらの資料につきましては、昨日文書が来まして冊子にとじ込むことができなかったのので別紙の資料をご参照頂ければと思います。市長から農業委員会宛ての照会文記載のとおり、生産緑地買取申出に対する取得のあっせんが来ています。申出者、所在地及び地目・地積については記載のとおりとなります。後ろのページに申出書、その次のページが明細書、次のページが現場地図となっています。内容をご確認頂きまして、周辺の農地所有者の方からあっせんに対する何かご要望がございましたら、10月24日（木）までに事務局までご連絡を頂けますようお願い致します。

【北島会長】 その他です。（1）8月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 8月の農業委員活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」8件、C「その他の会議・会合」1件、D「資料・調査票の配付・回収」7件、E「市民・学校教育との交流活動」18件、F「農地の見回りや確認」2件、G「現地確認」1件、I「その他」2件、計39件です。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。第10回農業委員会定例会日程については、10月24日（木）14時、稲刈り後さとのいえて、雨天の場合は、10時、市役所3階第4会議室となります。よろしくお願いします。では、9月の農業委員会総会を終了します。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

5 番 佐伯昌信 委員

6 番 佐伯正弘 委員

